

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。	「いじめ防止対応マニュアル」を作成・周知した。また教職員に対するFD・SD研修会および「教職員向けいじめに関する意識調査」を行い全教職員のいじめについての共通理解を図り、意識啓発を行った。	引き続き、いじめ防止マニュアルを全教職員に周知し、全教職員の共通理解の促進を図る。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	2ヶ月に1度、いじめ防止対策委員会を開催し、関係教職員で情報共有、事案への対応を行っている。疑い事案について即座に臨時での開催も行っている。	引き続き2ヶ月に1度、学校いじめ対策委員会「人権教育推進・いじめ防止対策委員会」を開催し、関係教職員で情報共有、事案への対応を行っている。疑い事例により、即座に臨時での開催も行っている。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	教職員を対象にいじめに関係した研修を実施した。また、参加しなかった教職員に対しても研修資料を配信した。	引き続き、教職員を対象にいじめに関する研修を実施した。また、参加できなかった教職員に対しても研修資料を配信した。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	人権教育推進・いじめ防止対策委員会規程を定め、ホームページ等で全教職員に周知している。	引き続き、全教職員に対し委員会規程を周知していく。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	「いじめ防止プログラム」内で年間スケジュールを定め、教職員会議およびHP等で教職員に周知している。	引き続き、年間スケジュールを全教職員に周知していく。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	「いじめ防止対応マニュアル」にて、教職員の対応を周知徹底している。	引き続き、マニュアルを通じて、全教職員へ周知していく。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめの防止等のための基本計画」により全教職員に周知し、人権教育推進・いじめ対策委員会規程により委員会の役割を定めている。	引き続き、基本計画、委員会規程に基づき、全教職員へ周知していく。	—
8	いじめの事案について、学生の事態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	事案ごとにケース会議を開催し、関係教職員で情報共有・方針検討等を行っている。	引き続き、ケース会議を通じて関係教職員で情報共有、事案への対応を行っている。	—
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	検証し、反映している。	引き続き、いじめ防止基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ防止対応マニュアルの内容を継続的に検証し、実施計画に反映していく。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	令和6年度は4回実施し、人権教育推進・いじめ防止対策委員会で共有した。	引き続き、年4回の学生向けアンケートを実施し、結果を全教職員と共有する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ事案ごとにTeamsチャットグループ等でSC/SSW/学校医と情報共有するとともに、適宜ケース会議に加えている。	引き続き、SC/SSW/学校医と情報共有するとともに、適宜連携していく。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	各学年に対して人権講演会を企画し、いじめに関係した講演を行った。	引き続き、いじめに関する人権講演会を実施していく。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生への周知文書およびアンケート項目にいじめの定義に関する質問を含め、啓発に取り組んでいる。	引き続き、アンケート等を通じて、いじめ防止に向けた取組を行っている。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	今後、学生主体による防止プログラムの構築を検討していく。	令和7年度に学生に対するピアサポートに関する研修会を実施する予定である。	令和7年12月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページで、「いじめの防止等のための基本計画」等について公表している。	引き続き、基本計画等をウェブ上で公開していく。	—
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめの防止等のための基本計画により、双方の保護者に対する対応を定めている。	引き続き、基本計画に従った対応を行う。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会において、外部評価者へ本校のいじめ対策を含む学生支援体制について説明を行っている。	引き続き、運営諮問会等を通して、学生支援体制について外部評価者へ説明を続ける。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	地元警察との連携体制ができています。	引き続き、地元警察との連携を継続する。	—